

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	長洲町 固定資産税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、固定資産税関連事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税賦課関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱及び扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

長洲町長

公表日

平成27年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	固定資産税関係業務			
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。			
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第二の27、28の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第20、21条 <情報提供事務> なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	税務課			
②所属長	税務課長 藤井 司			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

變更箇所

[illegible]